

令和6年第10回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年10月3日(木) 13時30分から14時01分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (19名)

会長	19番 原 心一		
会長職務代理	3番 小松 和啓	2番 山崎 彰	
委員	1番 山内 茂	4番 藤原 新市	5番 堤 昭雄
	6番 竹村 純吉	7番 三谷 富重	8番 西村 広幸
	9番 三木 克司	10番 岡本 博臣	11番 竹平 豊久
	12番 西岡 久	13番 森田 良彦	14番 上島 陽子
	15番 五百蔵 純太	16番 門脇 義人	17番 岡田 修一
	18番 宗石 大輔		

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
第3号	非農地証明願いについて
第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第5号	使用貸借終了農地返還通知報告について
第6号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第7号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	和田 雅充
事務局次長	岡村 昭彦
事務局主幹	高月 陽生

7. 会議の概要

事務局	開会(13時30分) それでは、ただ今から令和6年第10回の農業委員会総会を開催致します。
議長	香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっていますので、議長を会長にお願いします。 はい、皆さんこんにちは。10月になってからやっとうち秋らしい天候になってきて過ごしやすくなったかなあというふうに思います。秋のいろんな収穫等、忙しい時期を迎えておりますが、今日はこうして集まっていただきまして有難うございます。早生地帯は稲刈りも終わりましたが、ちょうどこう中生に入って、稲刈りの時に雨が降ったりということで大変皆さんご苦労されておると思いますし、また台風18号につきましてもですね、どっち

へ行くかまだわからん、予測が立たんわけですみたいな感じになってますが、ちょっと西を向いたりして、日本の方を避けてくれるかなあというふう
に思ってます。18号についてはですね、大変大きいというふうなことで心
配をしておりますけども、被害の無いことを祈ってですね、いきたいという
ふうに思ってますが、それぞれまた11月に入りますと市長との先程話があり
ましたが、3回に分けてやる話し合いですけれども、最後になりますが、ま
た有意義な会にしていきたいというふうに思ってます。今日も後で若干の時
間をいただいてですね、打ち合わせをしたいという思いをしますので、よ
ろしくお願いをしたいと思しますので本日の会をこれから進めたいと思いま
すのでよろしくお願いします。

今日もですね、議案についての訂正は無い予定です。そして本日の議事録
の署名人を指名をさせていただきますが、西村委員と岡本委員にお願いをし
たいと思しますので、よろしくお願いを致します。

委員は今回は全員出席ですのでよろしくお願いをしたいと思します。

それでは議案に沿いまして順次審議に入りたいと思しますが。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明を
お願いします。

事 務 局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです、案件は1件
となっており、事前にお配りしている調査書のとおりで、農地法第3条第2項
各号の判断基準につきましては、いずれも不許可の要件には該当しないものと
判断されます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町岩積の農地1筆で
面積328㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

議案第1号について説明がありましたので、ただ今より質疑を行いたいと思
いますが、この件につきましてご質問はありませんか。

——質 疑 な し——

議 長

格段無いようですので、採決に入りたいと思しますが、ご異議ございません
かね。

——異 議 な し——

議 長

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成
の方の挙手をお願いします。

——全 員 挙 手——

議 長

はい、全員賛成です。有難うございました。

引き続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての
説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

1番、申請地は香北町五百蔵字古川1881番1、地目は田、面積は928㎡、申
請者は議案書のとおり、転用目的は複合キャンプ場、申請事由は議案書のと
おり。

資料は2で農地区分はその他2種農地で調査員は五百蔵委員、有光推進委員
です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種

農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他2種農地になります。

ここについてちょっと事情が、過去経過がありまして、令和5年の10月に3条で購入されて柚子を栽培計画ということで出ておったところなんですけど、その後ちょっと相談的なことがご本人さんからあったんですけど、転用が伴うようなことがあるやったらきちっと手続きを踏んでもらわんといきませんよと説明したんですけど、そこをなかなか聞き入れてもらえずに、着工してしまったということで、農振も入っておったので先に農振の除外を、先の定例会でやって、何月、8月やったかな、してると思うんですけど、その今転用申請が出ているという状況です。今の、トレーラーハウスが2基置かれてて駐車場とちょっと、庭的なところがありつつ、あとその、その後ですね、1筆なんですけど、段になって上側の北側の細長い土地についても施工がちょっと一部出てくるということで、そこはまだ着工してないんですけど、引き続き施工するところがあるという状態です。手続きを踏まずに施工されているということで、県とも協議もした上で是正措置に従うということで今回転用申請を上げていくところです。以上です。

議 長

はい、すいません、補足説明をどちらがしてくれるが。五百蔵さんやってくれる。はい、お願いします。

委員 (15 番)

資料の2-1をお願いします。上の地図ですが、見ていただいたら左の方に橋があります。これが香麗橋です。橋川野から香麗橋を渡って東へ行きます。私も全然これ事業が進みゆうのを知りませいで。というのもここ通ることほとんどありませんので。家はずっと西ですから。香麗橋を渡って西向いて行くということでまったく知りませんでした。3月に事務局の方から電話がありまして、こんなことをしゆう人がおるのに知るっちゅうかえと、いや全然知らんに、こっちも委員としてびっくりしました。また事務局の人から話がありましたようにルール違反っていうかいろいろあったみたいですが、実は去年の6月この人が私の家に来まして、夜、余った農地があったら売ってくれんろうかという話です。農地買うてどうするで言うたらキャンプ場を造りますってきとき、そりゃあ、手続きいろいろせなあかんのに、どんな計画しちゅう言うたら、ひとつも返事もせん。結局計画もなにもあったもんじゃない、行き当たりばったりで、こうなったみたいですけど、まあ、最初から狙うちよったかもしれませぬね。計画書の話になったらこの辺は景色がきれいですねとか夕日がきれいでしょ、そんな話ばかりして話を逸らしてひとつも計画書については一切答え無し。ほんで来んなったき、もう諦めたらうかって、私は電話番号も教えておきましたが、連絡も一切ないままです。今年3月に高月さんから電話があつて、そんな事しゆうかえ、びっくりです。地図見ていただいたらわかるように物部川の川淵、このトレーラーハウス2つ構えたことが、私が説明せなあかん人は川淵が好きみたいですね。ここもほんと川の淵ですき、増水したら怖い思うけど。まあ度胸があるかどうか、いろいろあつて手続きが進みよります。以上です。

議 長

はい、有難うございました。以上説明、補足説明までありましたので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請についての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

この件は皆様方ひょっとご承知かもわかりませんが、高知新聞にもですね、写真入りでこのトレーラーハウスというのが紹介があった記憶がありますが、いろいろこう問題があるとある案件でしたけれども本人のですね、いろんな、たつて希望とかいろいろあつてですね、今になって、遅れて申請になってますが、これから先、耕作をする人なかなか見つからないと思いますし、そういうことでトレーラーハウスということでやりたいというふうな希望があつてです

ね、最終的には認めざるおえん言うたらおかしいですけど、物も建ってきて、物も置いてスタートしておりますので、ここは特に優良農地とか周辺に迷惑がかかるところあれば、なかなか問題になろうと思いますけれども、本人の希望というかやう気がまんまんというか、そういうこともあってですね、少しでも有効利用できればというふうな考えの元に農業委員会に出てきちゅうと思います。皆さん方もそういうところを考えて、ご質問があれば受けたいと思います。

上段でもう1回出てくるっていうて

事務局 じゃあ、ないですけども、一帯で個々の。

議長 はいはい。
はい、どうぞ、岡田さん。

委員(17番) 大水が出たら浸かるっていう場所ですか。

議長 それは無い。

委員(17番) 大水が出たら浸かるっていう場所ですか。

委員(15番) 浸かったっていうことは聞いたことはありません。

議長 まず無いと思います。

委員(17番) 県は安全対策とかそんなことはこれから。

議長 それも出てこんろう。まあそりゃあ、もう最終的には本人がせなあいかなあね。もし、そういうことになれば。

事務局 元々これがトレーラーハウスっていうその移動式のやつなんで建築確認も不要なんですよ。建築確認がある場合はひょっとその河川は岡田さんが言うた引っかかる可能性はあると思いますけど、これはそもそも建築確認が不要なんでそこらがちょっとあいまいなところがありますね。

委員(17番) なかなかこいね。

議長 そうです。

推進委員(10番) 浸かることは無いけど、これたぶん、向こうの吉野から永瀬のダムが切れたら浸かる、こりゃあ。

近場のダム公園、いっぱい日曜日とかはボートが来てそこで乗ってますし、普通のやったら水は上がってきません。

議長 ということは資料2-1の下段の航空写真で見ればですね、ダム湖の水の溜まっちゅうところと木が植わっちゅうたが、現在の量が満杯というところやね。これ以上増えてもダムから放流もあるし、これ以上水位が上がるっていうたらよっぽど上流で雨が降らん限り大丈夫ということになろうかと思います。けど、そこはもう本人の責任でよね、我々が認めたき、農業委員会が認めき、いかなあやとか、そんな事を言われてもですね、それは承諾できません。

事務局 もう認める前にやってます。

議 長	他に無ければ採決に入りたいと思いますが、構いませんか。
	——異 議 な し ——
議 長	はい、それでは、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について原案通り賛成の方の挙手をお願いします。
	——全 員 挙 手——
議 長	はい、全員賛成です。有難うございました。 それでは続きまして第3号議案非農地証明願いについての説明をお願いします。
事 務 局	議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。 1番、申請地は土佐山田町神母ノ木字北野382番3、地目は畑、面積は224㎡、利用状況は山林原野、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は森田委員で資料は3です。 2番、申請地は土佐山田町神母ノ木字上舟渡355番1、地目は畑、面積は442㎡、外1筆、計2筆で合計面積470㎡、利用状況は駐車場、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は森田委員で資料は4です。 3番、申請地は土佐山田町神母ノ木字上舟渡355番7、地目は畑、面積は113㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は森田委員で資料は5です。 4番、申請地は物部町神池字ウツナロ3424番、地目は畑、面積は595㎡、外2筆、計3筆で合計面積4,661㎡、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は岡本委員で資料は6です。以上です。
議 長	はい、有難うございました。それでは補足説明を1番、2番、3番を森田委員よりお願いします。
委員 (13 番)	はい、申請番号1番につきましては資料3-1と3-2をご覧下さい。場所につきましては神母ノ木の信号の交差点がありますが、そのちょっと香北寄りに行ったところ、岡西歯医者和田村電機がありますが、その裏になります。一部竹藪になっておりまして、隣接者の方の同意もいただいておりますので別に問題無いと思います。 申請番号2番につきましては資料の4-1と4-2をご覧下さい。近くでして神母ノ木の信号の左側にもう既にアスファルトにしております月極の駐車場がありますが、そこの355-1と355-6になります。これも別段問題無いと思います。 次、申請番号3につきましては資料の5と資料の5-2をご覧ください。先程申請番号2番で言ったところの355-6の下段の355-7番になります。ここも別段問題無いと思います1番につきましては8月の17日、2番、3番につきましては7月の27日に現場を確認しました。以上です。
議 長	はい、有難うございました。すいません、申請番号4番の岡本委員よりお願いします。
委員 (10 番)	申請番号4番です。資料の6-1をお願いします。現地は物部町大栃から8キロくらいの距離にあります、物部町神池の中にあるとして、ヤリ水というところに旧大栃高校の実習農場、今は高知農業の実習農場になっているようですが、その横を作業道ヤリ水線が通っていて、そこから支線の作業道を進んだところに3筆ですか、位置しております。次右側の資料6-2をお願いします。

す。3424 番地、3425 番地の現地は先程と同じヤリ水線から支線の作業道へ役 200m 位入ったところの横側にありまして昭和 45 年頃植林したということでしたので現在樹齡的には 54 年生になるわけですが、私が見た範囲でも大体 50 年生くらい杉の植林地となっておりました。次のページをお願いします。資料 6-3 です。3520 番地ですが、先程ヤリ水線を今説明したところからさらに奥へ 1 キロ位上に上ったところから支線の作業道に大体 500m 位入ったところに位置しています。ここも大体 50 年生位の樹齡の杉の植林地となっておりま す。またいずれの場所につきましても周囲は全て山林となっておりましたので問題無いと思います。余談ですけど物部では戦前戦後少しの間、山の木を切った後、焼きましてその後作業として製紙原料のこうぞとかミツマタを植えまして、数年後に収穫をするというやり方で農業をしておりました。この土地は登記簿地目では切畑として表示されておりました。その土地に高度経済成長の時に植林をしまして現況は山林ですが、登記簿地目は畑として残っていますので、今回非農地証明を許可後に山林に地目変更しましてその後所有権移転登記を行うようです。以上です。

議 長 すいません、ここ国調はしてない。

委員 (10 番) してない。

議 長 補足説明まで終わりましたので、ただ今より議案第 3 号非農地証明願いについて皆さん方からご意見を聞きたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

— 質 疑 な し —

議 長 現状を見るとですね、神母ノ木の方はもうすでに駐車場になっちゅうとかいうふうなことになってますし、また大柵の件につきましてもですね、ここも完全に森林になっちゅうというふうなことごとであって格段問題は無いかと思います。

議案第 3 号非農地証明願いについて採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議 長 はい、それでは、議案第 3 号非農地証明願いについて原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

— 全 員 挙 手 —

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

それでは議案第 4 号農地法第 18 条第 6 項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告についてです。
報告案件は 1 件となっていますのでよろしくお願いいたします。

1 番、申請地は土佐山田町山田島の農地 1 筆で面積 1,611 ㎡、貸入及び借入、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。以上です。

議 長 はい、説明がありました。議案第 4 号の農地法第 18 条第 6 項の解約通知報告について皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

———質 疑 な し ———

議 長 この件につきましては報告案件ですので、質問無ければ報告のみとさせていただきます。
それでは続きまして議案第5号使用貸借返還通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号 使用貸借終了農地返還通知についてです。
報告案件は2件となっていますのでよろしくお願いいたします。
1番、申請地は土佐山田町松本の農地5筆で、合計面積は3,277㎡、貸人及び借人、解約日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。
2番は1番の公社契約分となります。
貸人及び借人、申込日、成立日、引渡日は議案書のとおりです。以上です。

議 長 はい、議案第5号につきまして使用貸借返還通知報告ですが、説明がありましたが、この件について何かご質問はありませんか。

———質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので、この件につきましてもですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。
それでは続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いしたいと思います。

事 務 局 議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。
1番、土佐山田町植の農地5筆、合計7,241㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は7です。
2番、土佐山田町植の農地2筆、合計4,013㎡を1番と同じ■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は8です。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたが、委員で関係をする■■■さんがいますので退席をしていただいて審議をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

———■■■委員退席———

議 長 それでは先程説明がありました議案第6号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

———質 疑 な し ———

議 長 大体一箇所にとまっておるというふうに思います。それからここは構造改善事業で区画整理もされちゅう土地ですので作るには非常に作りやすいかなあというふうな考えも持ちますが、何かご質問があれば受けたいと思いますが、ありませんかね。

———質 疑 な し ———

議 長 格段無いようでしたら採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なし——

議長 それでは議案第6号香美市農用地利用集積計画についての諮問です。原案通り賛成の方は挙手をお願いをしたいと思います。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

——委員入席——

議長 ■■■君に申し上げます。全員の方の承諾をいただきましたのでまた作って頂けて、また近隣でもですね、これから先まだまだ貸したいという人が出てくると思いますので、また隣接するところで岡田君が作れるところがあったら是非ともまたお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは議案として定められました案件については一応終わりましたので、その他の件ということになってます。

事務局 すいません、ちょっと今日本日1枚物でお配りしている分なんですが、農業委員会の委員の規定に関する事で、役員の改選がありますので、見直しをということがちょっとありまして、改選後にですね、荒廃農地の取り扱いについては文書で、注意文書出されてる方についてはちょっと委員としてはふさわしくないということで改正でさせてもらうということとあと中立委員という話があると思うんですが、それについては新しく2番で儲けさせていただく案でさせてもらおうと思っています。います。以上です。

議長 はい、これ改正前と改正後で下線を引いちゃうところが変わったところというふうな考えでいいわけですね。はい。皆さん方も改選があつてですね、自分が立候補するというような時になって是非ともこの文書についてですね、該当しないようにお願いをしたいというふうに思ってますのでよろしくお願いします。この件について何かご質問はありませんか。

——質疑なし——

議長 格段無ければですね、与えられました議案については以上ですが、皆さん方から何かご意見なりあれば。今日はですね、時間も早いですので、引き続いて農用地利用最適化推進委員の意見交換会を引き続いて行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

閉会（14時01分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原、心一 

署名人 西村 宏幸 

署名人 岡本 博臣 